

## 議案第 37 号

### 専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

飯能市長 大久保 勝

### 記

- 1 令和 2 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年5月1日

飯能市長 大久保 勝

### 記

- 1 令和2年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和 2 年度飯能市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度飯能市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 6 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 5 8 8, 5 8 8 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

事 業 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		6,328,810	968	6,329,778
	1 県 補 助 金	6,328,809	968	6,329,777
歳 入	合 計	8,587,620	968	8,588,588

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		6,264,950	968	6,265,918
	6 傷 病 諸 費	0	968	968
歳 出	合 計	8,587,620	968	8,588,588

歳入歳出補正予算事項別明細書  
事 業 勘 定

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金	6,328,810	968	6,329,778
歳 入 合 計	8,587,620	968	8,588,588

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保 険 給 付 費	6,264,950	968	6,265,918	968	0	0	0
歳 出 合 計	8,587,620	968	8,588,588	968	0	0	0

2 歳 入

(款) 4 県支出金 (項) 1 県補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	6,328,809	968	6,329,777	2 特別交付金	968	2 特別調整交付金分 968
計	6,328,809	968	6,329,777			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費 (項) 6 傷病諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特定財源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 傷病手当金	0	968	968	968	0	0	0	18 負担金、補助及び交付金	968	・ 傷病手当金 18. 傷病手当金	968 968
計	0	968	968	968	0	0	0				

(款) 2 保険給付費 (項) 6 傷病諸費

国民健康保険特別会計 (事業勘定)